

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人あんしん財団（以下「当法人」という。）の定款第47条第2項の規定に基づき、会員に関する必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 当法人の主旨に賛同する中小企業の法人又は個人事業主は、当法人の承諾を得て会員となることができる。

2 会員は、当法人の運営に積極的に協力し、その発展向上に努力しなければならない。

(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、当法人所定の用紙により入会手続を行うものとする。

2 当法人が入会を承諾した場合は、定款第4条第1項第1号に規定する特定保険業にかかる保険契約（以下「保険契約」という。）の契約締結日から会員となる。

3 当法人が入会を承諾した場合は、会員に会員証を発行するものとする。

4 当法人は、第1項の入会を承諾しない場合は、その旨を遅滞なく入会しようとした者に通知する。

5 会員は、会員証を紛失、損傷又は汚損した場合は、当法人に再発行を請求することができる。

(会費)

第4条 会員は、定款第48条の規定に基づき、保険契約における被保険者1名につき、会員証記載の会費を払い込まなければならない。

2 前項の会費は、第5条（初回会費の払込方法等）及び第6条（当月会費の払込方法等）に規定する払込方法にしたがい、当法人が指定した日（以下「払込期日」という。）に払い込むものとする。

(初回会費の払込方法等)

第5条 会員は、払込期日に、当法人が指定する入会又は保険契約における被保険者増員の第1回の会費（以下「初回会費」という。）を当法人の指定した取扱金融機関等における当該会員の口座から払い込むものとする。

2 初回会費の払込期日に初回会費の払い込みがない場合には、会員は、初回会費を翌月の払込期日に対応する翌月会費とあわせてこれらを払い込むものとする。

3 前項の場合において、翌月の払込期日に初回会費及び翌月会費の払い込みがない場合には、会員は、初回会費払込猶予期間（初回会費払込期日が属する月の翌々月の払込期日の応答日までをいう。）までに翌々月の払込期日に対応する翌々月会費とあわせてこれらを払い込むものとする。

- 4 前各項の規定にかかわらず、特段の事情があり、当法人が認めた場合は、当法人の指定した払込方法により払い込むものとする。

(当月会費の払込方法等)

第6条 会員は、払込期日に、当該払込期日に対応する会費（以下「当月会費」という。）を当法人の指定した取扱金融機関等における当該会員の口座から月払により払い込むものとする。

- 2 当月会費の払込期日に当月会費の払い込みがない場合には、会員は、当月会費を翌月の払込期日に対応する翌月会費とあわせてこれを払い込むものとする。

- 3 前項の場合において、翌月の払込期日に当月及び翌月会費の払い込みがない場合には、会員は、払込猶予期間（当月会費払込期日の属する月の翌々月の払込期日の応当日までをいう。）までに翌々月の払込期日に対応する翌々月会費とあわせてこれらを払い込むものとする。

- 4 前各項の規定にかかわらず、特段の事情があり、当法人が認めた場合は、当法人の指定した払込方法により払い込むものとする。

(届出等)

第7条 会員になる者は、入会手続の際、当法人が定める事項について、当法人に事実を正確に届け出なければならない。

- 2 会員は、入会后、次のいずれかに該当した場合は、遅滞なく当法人に届け出なければならない。

- (1) 会員である個人事業主が死亡したとき。
- (2) 会員である法人が解散したとき。
- (3) 会員である法人又は個人事業主が事業を廃止したとき。
- (4) 保険契約における被保険者が被保険者資格を喪失したとき（従業員等の減員等）。
- (5) 会員事業所の名称、所在地、法人の代表者、会費振替口座等の重要な事項を変更したとき。

(会員サービスの享受)

第8条 会員は、会費を払い込むことにより、会員証記載の事業のサービス（以下「会員サービス」という。）を享受することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第11条（会員資格の喪失）のいずれかに該当した場合は、会員資格喪失年月日以降は会員サービスを享受することができない。この場合において、当法人がすでに提供した会員サービスのうち補助金等を支払っていたときは、当法人は、その返還を請求できるものとする。

(退会)

第9条 会員はあらかじめ、当法人所定の用紙により、退会手続を行った上で、当法人を退会することができる。

(除名等)

第10条 当法人は、次の各号のいずれかに該当する会員を、理事会の決議により、除名することができる。

- (1) 当法人の事業の利用につき不正の行為があった者
- (2) 当法人の事業を妨げ、又は妨げようとする行為があった者
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があった者

(会員資格の喪失)

第11条 会員資格は、次の各号に該当する場合に喪失し、当該各号に定める会員資格喪失年月日をもって失われる。

| 号 | 会員資格の喪失に該当する場合 | 会員資格喪失年月日 |
|------|--|---|
| (1) | 会員である個人事業主が死亡したとき。 | 個人事業主の死亡した日の翌日 |
| (2) | 会員である法人が解散したとき。 | 法人が解散した日の翌日 |
| (3) | 会員である法人又は個人事業主が事業を廃止したとき。 | 事業を廃止した日の翌日 |
| (4) | 保険契約における被保険者が被保険者資格を喪失(注)したとき(従業員等の減員等)。 | 喪失事由が生じた日の翌日 |
| (5) | 第4条(会費)に規定する会費を継続する3回分滞納したとき。 | 第5条(初回会費の払込方法)第3項及び第6条(当月会費の払込方法)第3項に規定する猶予期間満了日の翌日 |
| (6) | 保険契約が終了したとき(保険契約の解除を含む)。 | 保険契約終了(解除)日の翌日 |
| (7) | 普通保険約款第28条(不法取得目的による保険契約の無効)の規定に基づき、保険契約が無効となったとき。 | 保険契約の契約締結日 |
| (8) | 普通保険約款第29条(詐欺又は強迫による保険契約の取消)の規定に基づき、保険契約が取り消されたとき。 | 保険契約の契約締結日 |
| (9) | 第9条(退会)の規定により退会したとき。 | 会員が当法人から退会した日の翌日 |
| (10) | 第10条(除名等)の規定により除名されたとき。 | 除名の通知の到達日の翌日 |

(注) その被保険者にかかわる部分に限る。

(会員資格喪失後の会費の取扱)

第12条 会員がすでに払い込んだ会費は、これを返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、ある払込期日において、当該払込期日に対応する期間の会費が払い込まれ、その期間が開始する前に会員資格を喪失した場合は、当該払込期日に払い込まれた会費を会員に返還するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第11条(会員資格の喪失)第1号から第4号までの事実が発生し、会員資格を喪失した後に会費として払い込まれたものについては、会員等が当法人の指定する当該事実を証する書類等を添えて書面にて届出を行った場合は、当法人は退会(減員)申出日から遡り3年以内に払い込まれた金額を限度として会費を返還するものとする。
- 4 前2項に規定する場合において、会員である個人事業主が死亡したときは、会費を保険契約における死亡保険金の受取人に返還するものとする。
- 5 会費の返還を請求する権利は、返還請求事由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行わないときは、時効によって消滅するものとする。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会で別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、当法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の一部変更は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は、平成29年10月1日から施行する。